

府子本第427号
3文科初第2563号
子発0330第2号
令和4年3月30日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「利用者支援事業の実施について」の一部改正について

平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号「利用者支援事業の実施について」を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別添)

利用者支援事業実施要綱新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日 | 府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日 |
| 一次改正 府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日 | 一次改正 府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日 |
| 二次改正 府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日 | 二次改正 府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日 |
| 三次改正 府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日 | 三次改正 府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日 |
| 四次改正 府子本第250号 30文科初第1757号 子発0329第6号 平成31年3月29日 | 四次改正 府子本第250号 30文科初第1757号 子発0329第6号 平成31年3月29日 |
| 五次改正 府子本第240号 元文科初第1699号 子発0327第8号 令和2年3月27日 | 五次改正 府子本第240号 元文科初第1699号 子発0327第8号 令和2年3月27日 |

六次改正 府子本第334号
2文科初第1906号
子発0326第8号
令和3年3月26日

七次改正 府子本第427号
3文科初第2563号
子発0330第2号
令和4年3月30日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

利用者支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

六次改正 府子本第334号
2文科初第1906号
子発0326第8号
令和3年3月26日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

利用者支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

別紙

利用者支援事業実施要綱

1 事業の目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業の内容 (略)

4 実施方法

以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

(1) 基本型

①～③ (略)

④ 業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア～コ (略)

サ 一体的相談支援機関連携等加算

地域の住民にとって、身近な相談機関の整備を推進するため、地域の住民と継続的につながる方法による相談・助言の実施や全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象とする一体的相談支援機関（子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう。）双方の機能を一体的に有する施設をいう。）との連携・調整など、身近な相談機関としての機能を果たすために必要な取組を実施した場合に、別途加算の対象とする。

別紙

利用者支援事業実施要綱

1 事業の目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業の内容 (略)

4 実施方法

以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

(1) 基本型

①～③ (略)

④ 業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア～コ (略)

(新規)

(2) 特定型

① (略)

② 実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和3年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たし、かつ、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。

(ア) 平成27年から令和3年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること。

(イ) (略)

イ (略)

③～⑤ (略)

(3) 母子保健型 (略)

5 関係機関等との連携 (略)

6 留意事項 (略)

7 費用 (略)

【別添】

(略)

(2) 特定型

① (略)

② 実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和2年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たし、かつ、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。

(ア) 平成27年から令和2年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること。

(イ) (略)

イ (略)

③～⑤ (略)

(3) 母子保健型 (略)

5 関係機関等との連携 (略)

6 留意事項 (略)

7 費用 (略)

【別添】

(略)